

「さぬき讚フルーツ」推奨制度実施要綱

制 定：平成24年4月6日 24生流第1808号
一部改正：平成25年4月5日 25生流第1533号
一部改正：平成29年4月3日 29生流第6154号
一部改正：平成30年2月9日 29生流第61713号
一部改正：令和3年8月3日 3生流第30873号
一部改正：令和3年9月14日 3生流第30873号

(目的)

第1条 県オリジナル品種を中心とした県産果実について、糖度など一定の品質基準を満たし、県で認定した生産者が大切に育てたものを「さぬき讚フルーツ」として推奨することにより、品種の特性や産地の魅力を消費者に分かりやすくアピールするとともに、生産者による市場関係者等と連携した商品づくりの取り組みを支援することにより、消費拡大と有利販売を図り、もって県産果実の生産拡大と生産者の所得向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産果実とは、香川県内で生産される果実をいう。
- (2) 生産者とは、県産果実の生産者又は生産者で組織される団体（法人を含む）をいう。

(認定審査会)

第3条 知事は、第1条の目的に資するため、「さぬき讚フルーツ」認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 知事は、第5条の規定に基づき生産者の認定等をしようとするときは、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。
- 3 審査会の構成及び運営については、別に定める。

(対象品目・品種等)

第4条 本制度の対象とする県産果実（以下「さぬき讚フルーツ」という。）の品目・品種及び品質ガイドラインは、別表1のとおりとする。

2 知事は、別表1を変更しようとするときは、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

（生産者の認定）

第5条 知事は、生産者が別表2に定める基準（以下「認定基準」という。）のいずれにも適合していると認められるときは、当該生産者を「さぬき讚フルーツ」の生産者（以下「認定生産者」という。）として認定することができる。

2 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定めるところにより、別記様式1号による申請書を申請者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する農業改良普及センターを経由して知事に提出するものとする。

3 知事は、認定をしようとするときは、別に定めるところにより、事前に現地審査を行うとともに、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

4 知事は、認定をしたときは、別記様式2号により申請者に通知し、別記様式3号による認定書を交付する。認定をしないときは、別記様式4号により申請者に通知する。

（認定の公表）

第6条 知事は、第5条第4項により認定をしたときは、別に定めるところにより、認定生産者の住所及び氏名（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名）を公表できるものとする。

（認定の有効期間）

第7条 認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。ただし、認定生産者が認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、さらに3年間延長できるものとし、以降これに準じて延長する。

2 前項による延長の申請は、有効期間が満了する日の2カ月前までに、要綱別記様式1号により提出するものとする。

3 知事は、第5条の規定に準じ、生産者の認定を行う。なお、同条第3項による現地審査及び第4項による認定書の交付はしないものとする。

(表示)

第8条 認定生産者は、自ら生産した「さぬき讚フルーツ」に「さぬき讚フルーツ」である旨の表示をすることができる。

2 前項の表示は、別に定める推奨マークにより行うものとする。

3 認定生産者は、「さぬき讚フルーツ」以外の県産果実等に、第1項及び第2項に規定する表示又はこれと紛らわしい表示を行ってはならない。

(実績報告)

第9条 認定生産者は、毎年の出荷量、販売先その他の実績について、出荷期間の終了後速やかに、別記様式5号により、申請者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する農業改良普及センターを経由して知事に報告しなければならない。

(報告の徴収等)

第10条 知事は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、認定生産者に対して「さぬき讚フルーツ」に係る報告を求め、又は「さぬき讚フルーツ」の生産現場、集出荷施設等への立入検査又は品質検査を実施することができる。

2 知事は、第1項の検査において、状況等の改善の必要があると認めるときは、認定生産者に対し、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(認定生産者の責務)

第11条 認定生産者は、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 「さぬき讚フルーツ」推奨制度の周知・普及に県と協力して取り組むこと。
- (2) 「さぬき讚フルーツ」の流通、販売、提供において、第8条第2項の推奨マークを適正かつ積極的に使用すること。

(3) 消費者等から、「さぬき讚フルーツ」の栽培方法や資材の使用、品質管理の状況等について照会があったときは、栽培履歴の記録簿等をもとに説明を行うこと。

2 「さぬき讚フルーツ」に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認定を受けた者がその責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

（認定の取り消し）

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定生産者の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定生産者が認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 認定生産者が第8条～第10条の規定に反する行為をしたとき。
- (3) 認定生産者が「さぬき讚フルーツ」の信用を害する行為をしたとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

3 第1項の規定により、認定を取り消された者は、第8条に規定する表示を直ちに中止するとともに、第5条第4項に規定する認定書を知事に返還しなければならない。

4 第1項の規定により認定を取り消された者は、別に定める期間を経過しなければ、新たに認定の申請をすることができない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、別に定める。

別表1 「さぬき讚フルーツ」

区分	品目	品種(作型)	品質ガイドライン	
オリジナル	温州みかん	小原紅早生	秀品・優品 ランク	糖度11.5度以上
	キウイフルーツ	香緑		糖度14.5度以上
		さぬきゴールド		糖度13.5度以上
		香粋		糖度14.0度以上
		さぬきエンジェルスイート		糖度15.0度以上
		さぬきキウイっこ		糖度15.0度以上
	いちご	さぬきひめ		13g (L果) 以上
一般	中晩柑類	不知火 (施設栽培) (長期貯蔵<5月以降出荷>)	秀品ランク	糖度13.0度以上 酸度1.0度以下
		ぶどう		シャインマスカット
	ピオーネ			糖度12.0度以上
	もも	白鳳系品種		
		白桃系品種		
	なし	幸水		糖度12.0度以上
		豊水		
		あきづき		
	びわ	なつたより		カラーチャート値3以上 (糖度12.0度以上) (リンゴ酸0.3%以下)

別表2 認定基準

出荷・販売体制	申請する品目の概ね出荷量が、温州みかん、中晩柑類20t、キウイフルーツ・いちご・もも・なし10t、ぶどう・びわ5t以上であること又は確実に見込まれること
	団体の場合は、さぬき讚フルーツを共同出荷していること、又は確実に見込まれること
	生産振興計画(さぬき讚フルーツについて生産拡大又は品質向上の計画)があること
	さぬき讚フルーツの販売先(小売店等)を公表できること
安全・安心	栽培履歴を記録していること、又は確実に見込まれること
品質管理	出荷規格に基づく選果・選別が徹底されていること

別記様式 1 号

「さぬき讚フルーツ」生産者認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

(申請者)

住所

個人・団体名

代表者名

「さぬき讚フルーツ」推奨制度実施要綱第5条の規定により、「さぬき讚フルーツ」の生産者として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

対象品目：

対象品種：

- 添付書類： 1 出荷・販売計画書（別紙1）
2 出荷規格表
3 生産者名簿（団体の場合のみ）

別紙 1

「さぬき讚フルーツ」出荷・販売計画書

生産者名	
生産者数	(うち対象品種)
対象品目	
対象品種	
出荷期間	年 月 日～ 年 月 日

1. 出荷実績(直近年)及び出荷計画 (単位: t、%)

区分	年	対 象 品 種 (t)			その他 品種 (t)	品目 計 (t)	A/B (%)
		さぬき讚 フルーツ: A	その他	計: B			
実績							
計画							

2. 販売計画

出荷先 (卸売会社等)	販売先 (小売店等)

3. 生産拡大・品質向上に向けた具体的な取り組み計画

年	生産拡大計画	品質向上計画

※具体的な数値目標があれば記載してください。
参考資料があれば添付してください。

別記様式 2 号

「さぬき讚フルーツ」生産者認定通知書

年 月 日

(申請者氏名) 様

香川県知事

年 月 日付で認定申請のあったこのことについて、審査の結果、あなたを「さぬき讚フルーツ」生産者として認定します。

記

認定番号：

対象品目：

対象品種：

認定期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

さぬき讃フルーツ 認 定 書

様

あなたを「さぬき讃フルーツ」の
生産者として認定します

年 月 日

香川県知事

認定番号：

対象品目：

対象品種：

別記様式4号

「さぬき讚フルーツ」生産者認定審査結果通知書

年 月 日

(申請者氏名) 様

香川県知事

年 月 日付で認定申請のあったこのことについて、審査の結果、残念ながら、あなたを「さぬき讚フルーツ」生産者として認定することができませんでしたのでお知らせいたします。

記

対象品目：

対象品種：

理 由：

別記様式 5 号

「さぬき讚フルーツ」出荷・販売実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

個人・団体名

代表者名

「さぬき讚フルーツ」推奨制度実施要綱第9条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

対象品目：

対象品種：

添付書類：出荷・販売実績報告書（別紙2）

別紙 2

「さぬき讚フルーツ」出荷・販売実績報告書

生産者名	
生産者数	(うち対象品種)
対象品目	
対象品種	(作付面積 ha)
出荷期間	年 月 日～ 年 月 日

1. 出荷実績

(単位：t、%)

区分	年	対 象 品 種 (t)			A/B (%)
		さぬき讚フルーツ：A	その他	計：B	
計画 ※					
実績 ※※					

※ 計画書提出時の数値を記入すること。 ※※ 毎年、実績値を追加していくこと。

2. 販売実績

出荷先（卸売会社等）	販売先（小売店等）

3. 生産拡大・品質向上の取り組み実績

生産拡大	品質向上

※参考資料があれば添付してください。

「さぬき讚フルーツ」推奨制度運営要領

制 定	：平成24年 4 月 6 日	24生流第1808号
一部改正	：平成25年 4 月 5 日	25生流第1533号
一部改正	：平成29年 4 月 3 日	29生流第6154号
一部改正	：令和 2 年 4 月 1 日	2 生流第36652号
一部改正	：令和 3 年 8 月 3 日	3 生流第30873号

(趣旨)

第 1 条 この制度は、「さぬき讚フルーツ」推奨制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、推奨制度の運営に必要な事項を定める。

(認定審査会)

第 2 条 要綱第 3 条による認定審査会は、別表 1 の構成機関・団体の代表者等で構成する。

2 知事は、構成機関・団体の求めに応じて、所属内担当者を同会に出席させることができる。

(申請手続き)

第 3 条 要綱第 5 条 2 項による申請書は、原則として年 1 回、1 カ月程度の受付期間を設けて募集する。

2 募集の案内は、県のホームページ等に掲載する。

3 農業改良普及センターの長は、別記様式により、意見を添えて農政水産部長あて提出する。

(現地審査)

第 4 条 要綱第 5 条第 3 項による現地審査は、農業生産流通課長の指名を受けた当課職員が、生産者代表、出荷責任者、農業改良普及センター職員の立ち会いのもと実施するものとする。

(認定の公表)

第 5 条 要綱第 6 条による公表は、県のホームページ等への掲載により行うものとする。

(表示)

第6条 要綱第8条による推奨マーク及び使用規定は別に定める。

(再申請)

第7条 要綱第12条により認定を取り消された者が新たに申請できるまでの期間は、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

別表1 認定審査会構成機関・団体

所 属 名	備考
香川大学農学部	座長
(社)日本スーパーマーケット協会	
香川県卸売青果ネットワーク	
果樹研究同志会	
香川県農業経営者協議会	
香川県野菜花き生産者研究会いちご部会	
香川県生活協同組合連合会	
香川県農業協同組合	

別記様式

第 号
年 月 日

農政水産部長 殿

〇〇農業改良普及センター所長

「さぬき讚フルーツ」生産者認定申請書について（進達）

このことについて、管内生産者から申請があったので、当センターの意見を添えて進達します。

記

生産者名：

対象品目：

対象品種：

農業改良普及センターの意見